

# 送変電系統情報公表基準

平成30年 7月

九州電力株式会社

この基準は、電気事業法第28条の40第3号及び第28条の45の規定に基づき電力広域的運営推進機関が策定した「送配電等業務指針」を踏まえて策定したものである。

# 送 変 電 系 統 情 報 公 表 基 準

制 定	平成17年 4月 1日	電本則第5号～1
改 正	平成30年 7月 1日	電本則第5号～12
主 管	送配電カンパニー 電力輸送本部 計画管理グループ	

## 目 次

	頁
1 総則 .....	1
1. 1 目的	
1. 2 適用範囲	
1. 3 基本方針	
1. 4 用語の定義	
2 情報の公表及び保護 .....	2
2. 1 公表する情報	
2. 2 保護すべき情報	
2. 3 情報の公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期	
別紙1-1 送電部門が公開・開示する情報項目とその公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期 .....	3
別紙1-2 送電部門が提示する情報項目とその公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期 .....	4
別紙2 保護すべき情報 .....	5
別紙3-1 系統アクセス情報を提示する場合の標準的な業務フロー1 .....	6
(ネットワークサービスセンターが情報提示要請を受付ける場合)	
別紙3-2 系統アクセス情報を提示する場合の標準的な業務フロー2 .....	7
(本店/送配電統括センターの系統計画関係グループが情報提示要請を受付ける場合)	
参考 情報提示要請書 兼 秘密保持誓約書 [雛形] .....	8

## 1 総則

### 1. 1 目的

この基準は、電力輸送部門（以下、「送電部門」という）が電力系統の利用に供する情報を公表する際の基本事項を定めることにより、送電部門による情報公表の適正化を図るとともに、当社管轄制御エリアの電力系統を利用する全ての事業者およびお客さまに対して、公平性および透明性を確保することを目的とする。

### 1. 2 適用範囲

この基準は、当社管轄制御エリアの電力系統の利用に供する情報のうち、送電部門が管理する情報に適用する。

### 1. 3 基本方針

送電部門は、公平性および透明性の確保の観点から、正確な情報の公表を行うことを原則とする。また、電力系統を利用する全ての事業者およびお客さまの個々の情報の保護および重要施設への供給系統・供給設備に関する情報の保護に留意のうえ、求められる情報の公表に誠実に対応する。

### 1. 4 用語の定義

#### 【情報公表の区分】

- 1 「公開」とは、一般に公開されているホームページ（ウェブサイト）や配布物等により、広く一般に情報を提供することをいう。
- 2 「開示」とは、あらかじめ対象者を限定して情報を提供することをいう。
- 3 「提示」とは、情報公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等により情報セキュリティを確保のうえ、個々に示し説明することをいう。
- 4 「公表」とは、公開、開示、提示の総称をいう。

#### 【機関・事業者】

- 5 「電力広域的運営推進機関」とは、電気事業法第28条の4に基づき、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的として設立された認可法人をいう。
- 6 「発電者」とは、小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業又は自己託送<sup>※</sup>の用に供する電気を発電し電力系統に電力を流入する者をいう。なお、電力系統に電気を流入する自家用発電設備設置者等を含む。
- 7 「お客さま」とは、小売電気事業を営む者から特別高圧（22kV 配電系統を除く）で受電し、専ら電気を消費する者、および自己託送<sup>※</sup>を利用して供給を受ける者をいう。なお、電力系統に電気を流入しない自家用発電設備設置者等を含む。

※ 自己託送：電気事業法第2条第1項第5号ロに基づき行われる需要に対する電気供給

#### 【系統】

- 8 「当社管轄制御エリア」とは、当社が監視・制御する電力系統をいう。
- 9 「地内系統」とは、当社管轄制御エリアにおいて、関門連系線を除く電力系統をいう。

## 2 情報の公表及び保護

### 2.1 公表する情報

- (1) 送電部門は、「1.3 基本方針」の趣旨を考慮し、別紙1-1、別紙1-2に示す情報を含め、送電部門の公平性・透明性を確保するための情報については原則公表する。
- (2) 送電部門は、情報の公表を求める個々の要請について、公表できない場合、その理由を説明する。

### 2.2 保護すべき情報

- (1) 送電部門は、別紙2に示す「保護すべき情報」については原則公表しない。
- (2) 送電部門は、別紙2の第1項に示す第三者情報について原則公表しないが、社会的要請などに基づく公表については、当該第三者の許諾が得られればこの限りではない。

### 2.3 情報の公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期

- (1) 情報項目の例、情報の公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期を別紙1-1、別紙1-2に示す。
- (2) 送電部門は、別紙1-2に示すシステムアクセス情報について情報公表の要請があった場合、以下の手続きに基づき、情報を提示する。(標準フローを別紙3に示す)
  - a 要請者の身元および情報の使用目的を確認する。
  - b 情報公表の要請者がシステム接続を検討している事業者でシステム利用検討の目的のために情報公表を要請していることが確認できた場合、保有している情報を当該要請者に提示する。
  - c 別紙1-2に示すシステムアクセス情報のうち「特に重要な情報」を提示する場合、以下の手続きを事前に行う。
    - (a) 要請者に当該情報が「特に重要な情報」である旨を説明し、「情報提示要請書 兼 秘密保持誓約書」の提出を求める。
    - (b) 上記(a)に基づいて提出された書類について、要請者の身元、情報の使用目的および誓約内容を確認する。
  - d 前項cにおける「特に重要な情報」とは以下の考え方に準ずる情報をいう。
    - ・ 個々の発電所の運転状況・発電状況を予測できる情報
    - ・ 目的外の使用で、安定的な電力システムの形成を著しく阻害する懸念がある情報
    - ・ 目的外の使用で、システム保安の確保を著しく阻害する懸念がある情報

送電部門が公開・開示する情報項目とその公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期

公表区分	情報項目	公表窓口	公表の手段	公表の対象者	公表時期 (更新時期)
公開	①電力系統利用ルール ・系統計画策定基準 ・系統アクセス基準 ・給電運用基準 ・送変電系統情報公表基準	送変電カンパニー 技術計画部 設備計画グループ または 送配電カンパニー 電力輸送本部 中央給電指令所	当社のホームページ (ウェブサイト) および ネットワークサービスセンター/ 配電事業所窓口にて 公開	すべて	決定、変更の都度 すみやかに  〔空容量については最低月1回〕
	②系統アクセス情報 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上) ・流通設備計画	送変電カンパニー 技術計画部 設備計画グループ			
	③需給関連情報 (供給区域の需給予想) ・翌日の需給予想 ・当日の需給予想	送配電カンパニー 電力輸送本部 運用計画グループ	当社のホームページ (ウェブサイト)	同上	翌日:前日 18時頃 当日:当日 9時頃
	④需給関連情報 (供給区域の電力使用状況) ・需要電力の現在値 ・当日及び前日の需要実績カーブ ・当日の最大電力実績と発生時刻	同上	同上	同上	都度
	⑤需給関連情報 (需給実績) ・供給区域の需要実績(1時間値) ・供給区域の供給実績(電源種別、1時間値)	同上	同上	同上	四半期毎
	⑥再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・出力抑制の理由	同上	同上	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月
開示	⑦系統事故状況 <sup>(※1)</sup> 〔設備名、発生時刻、停電地域(影響範囲)、原因、復旧状況〕	「給電運用申合せ書」等にて 定める窓口 <sup>(※2)</sup>	電話等	停電等事故の直接的な影響が予想されるお客さま、発電者	事故発生後すみやかに

(※1) 系統事故状況については、社会的影響の大きな事故等が発生した場合、上表によらず当社広報部門を通じて公開する場合がある。

(※2) ネットワークサービスセンターあるいは当社営業部門が、公表窓口として対応する場合がある。

送電部門が提示する情報項目とその公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期

公表区分	情報項目	公表窓口	公表の手段	公表の対象者	公表時期 (更新時期)
提示	<p>①系統事故状況<sup>(※1)</sup></p> <p>〔 設備名、発生時刻、 停電地域（影響範囲）、 原因、復旧状況 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「給電運用申合せ書」等を締結している事業者の場合： ⇒「給電運用申合せ書」等にて定める窓口<sup>(※2)</sup><sup>(※3)</sup></li> <li>・その他の要請者の場合： ⇒<u>営業所窓口またはネットワークサービスセンター</u><sup>(※3)</sup></li> </ul>	電話等	要請者	要請の都度
	<p>②系統アクセス情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地内系統の送電系統図 (送電容量、バンク容量)</li> <li>・地内系統の予想・実績潮流図</li> <li>・地内系統の作業停止計画・ 作業実績</li> <li>・地内系統の系統技術に関する 諸データ・設備定数（送電線・ 変圧器の電圧やインピー ダンス）、短絡容量、系統保護 装置の設置状況</li> <li>・地内系統の送変電設備計画</li> <li>・地内系統の停電実績 等</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><u>ネットワークサービスセンター</u> または <u>本店／送配電統括センターの系統計画関係グループ</u></p>	公表窓口での 閲覧 <sup>(※4)</sup> 、または 問合せに応じ、 個々に示して説明	同上	同上

(※1) 系統事故状況については、社会的影響の大きな事故等が発生した場合、上表によらず当社広報部門を通じて公開する場合がある。

(※2) ネットワークサービスセンターあるいは当社営業部門が、公表窓口として対応する場合がある。

(※3) 既系統接続特高お客さまの問い合わせについては、必要に応じて電力技術サービスグループが対応する。

(※4) 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図を提示

## 保護すべき情報

### 1 第三者情報

#### (1) 第三者情報（当社以外の法人、その他の団体および事業を営む個人に関する情報）

a 公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害する懸念がある情報

○個々の事業者の事業状況

- ・ 電源の開発（卸調達）状況、性能、作業条件、運転コスト、運転計画・実績
- ・ 燃料調達・消費状況
- ・ 需要動向（分布）、需要実績
- ・ 売上情報 等競争に影響を与える情報 等

○個々の事業者の設備情報

- ・ 受電設備、負荷設備、送变电設備に関する情報

b 私契約の内容やお客さま情報など守秘が必要と考えられる情報

- ・ 契約者名、契約者の所在地、契約期間、契約電力、契約金額、契約条件、第三者の経営状況 等

### 2 重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

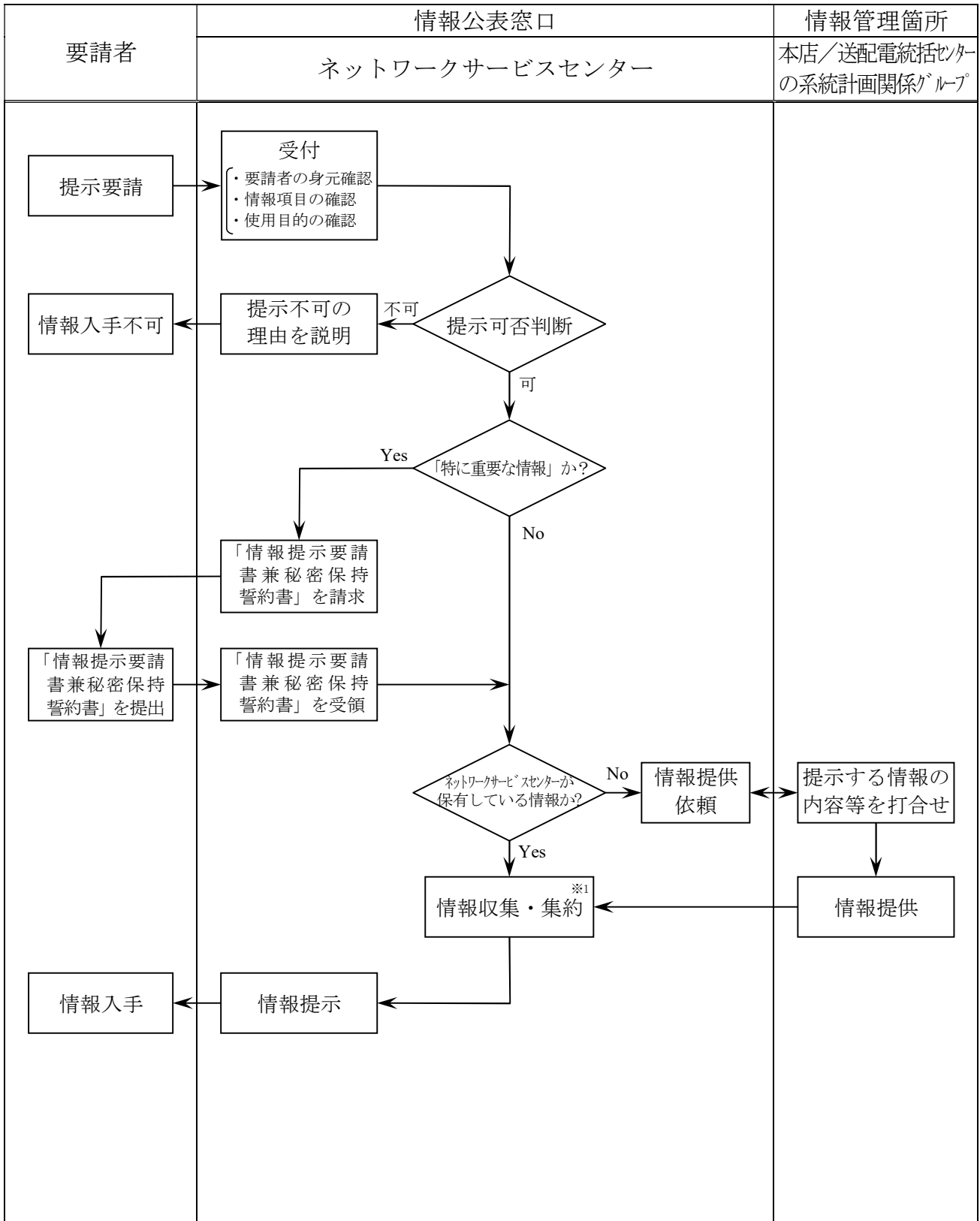
国や地方公共団体の重要な機能を担う施設、機能喪失により広く社会的に影響を与え得ることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

○重要施設の例

- ・ 重要官公庁：裁判所、外国公館、官公庁舎、刑務所、  
地方自治体会議施設、警察署、消防署
- ・ 上下水道：浄水場、給水場、下水処理場、排水場
- ・ ガス供給：製造所、供給所、貯蔵所、整圧所
- ・ 病院等：国公立病院、大学付属病院、総合病院、救急指定病院
- ・ 交通施設：高速道路、空港、航空標識、灯台、長大トンネル、  
鉄道運行用発電電所
- ・ 原子力関連施設の所内電源供給地点
- ・ 情報通信：主要な電気通信事業者施設
- ・ 金融機関：主要な金融機関、金融商品取引所
- ・ その他社会的影響が懸念される施設：電気事業者の給電所・制御所、報道機関、  
高層ビル、地下街、自衛隊施設、米軍施設

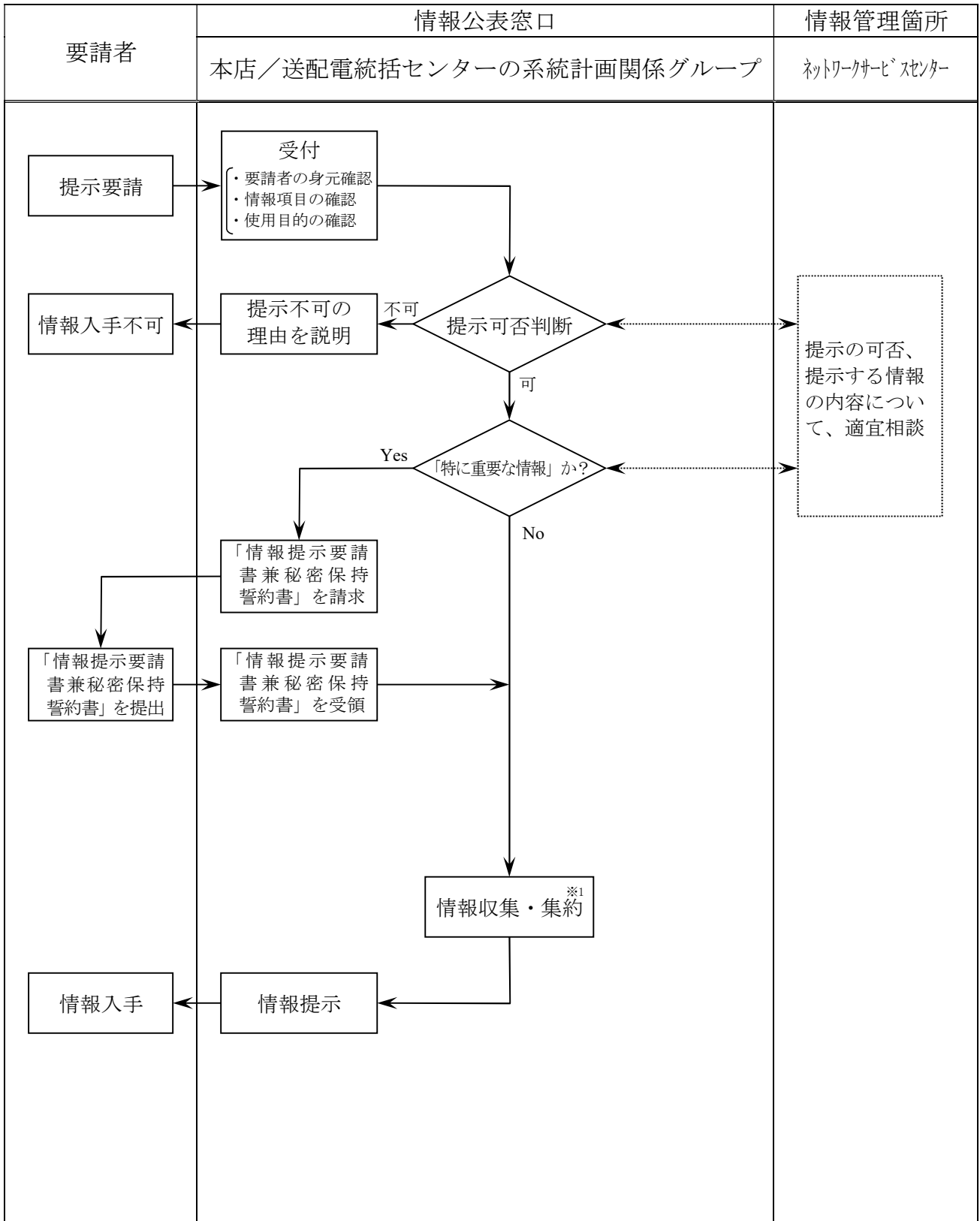


システムアクセス情報を提示する場合の標準的な業務フロー 1  
 (ネットワークサービスセンターが情報提示要請を受付ける場合)



※1 情報の収集・集約に時間を要すると判断した場合、要請者にその理由と提示時期の見込みを説明する。

系統アクセス情報を提示する場合の標準的な業務フロー 2  
 (本店/送配電統括センターの系統計画関係グループが情報提示要請を受付ける場合)



※1 情報の収集・集約に時間を要すると判断した場合、要請者にその理由と提示時期の見込みを説明する。

(参考)  
情報提示要請書 兼 秘密保持誓約書  
(情報提示要請者用) [雛形]

平成 年 月 日

九州電力(株)〇〇 御中 (公表窓口名を記載)

## 情報提示要請書 兼 秘密保持誓約書

### 1 情報提示の要請

#### (1) 情報提示要請内容

公表窓口で「特に重要な情報」であると説明を受けた情報の内容を記載してください

#### (2) 情報の使用目的

(1) の情報の使用目的を記載してください

### 2 秘密保持の誓約

当社は、上記に基づき情報提示を受ける「特に重要な情報」(以下、「秘密情報」という)については、厳重に管理するものとし、以下の通り秘密を保持することといたします。

当社は、秘密情報を上記1(2)の使用目的以外には使用しないこととし、また、秘密情報を第三者に公表・漏洩いたしません。違反した場合には、次の各号に該当する場合を除き、発生した一切の損害を賠償する責任を負います。

- ① 貴社より事前に文書で承諾を得ている場合
- ② 情報が公知である場合又は当社の責めによらずに公知となった場合
- ③ 管轄を有する公的機関若しくは裁判所、または適用法令により開示が求められた場合

当社は、貴社が書面、磁気機器若しくはその他有形の形式または電子メールで当社に提示した秘密情報について、貴社から請求があり次第速やかに、かかる書面等を貴社に対してその全ての写しとともに、貴社の指示に従い、返還または廃棄いたします。

本書面は日本法に準拠し解釈されます。

また、本書面に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することといたします。

(要請者の所在地) 〇〇市××〇丁目・・

(会社名)

(代表者氏名) △ △ △ △ 印

(要請者の連絡先) 部署名:

氏名:

電話番号: